

各部署により移転・開始日が異なります。また、開始日以降は、現庁舎での業務は行いません。各部署のフロアについては、6ページをご覧ください。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

新庁舎での業務開始日

守口市役所

10月11日(火)

市長室 危機管理室 企画財政部
総務部(総務課、法制文書課)
選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

10月17日(月)

子ども部(放課後子ども課) 都市整備部
市民生活部(コミュニティ推進課、人権室、生涯学習課、スポーツ・青少年課)
下水道部(下水道管理課) 環境部(環境政策課)
教育委員会

10月24日(月)

市民生活部(地域振興課)
子ども部(子ども政策課、保育・幼稚園課、子育て支援課) 健康福祉部(健康推進課を除く)
総務部(人事課) 議会事務局

10月31日(月)

市民生活部(総合窓口課、保険課、保険収納課、消費生活センター) 会計室
総務部(課税課、納税課) 教育センター

守口市社会福祉協議会

10月31日(月)本館北エリア7階

問 社会福祉協議会 共同生活・居宅・移動
TEL 06-6992-2715(代表) TEL 06-6992-7339
FAX 06-6998-3201

守口市国際交流センター

11月1日(火)本館北エリア7階

移転後は貸し会議室がありません。ご了承ください。
・現センター休館のお知らせ
10月24日(月)～31日(月)まで休館します。
問 国際交流センター TEL 06-6998-3310

守口年金事務所

11月21日(月)本館南エリア7階

問 守口年金事務所
TEL 06-6992-3031

大阪府守口保健所

10月31日(月)本館8階

問 守口保健所
TEL 06-6993-3131~3134 FAX 06-6993-3136
HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/moriguchihoken/>

くすのき広域連合守口支所(高齢介護課内)

10月24日(月)本館南エリア3階

問 高齢介護課 TEL 06-6992-1610

市内在住・在学・在職者以外

▽使用料の1.5倍

▽営利を伴う使用は使用料の3倍

【注】次の場合は、使用をお断りする場合があります。
あります。

▽営利目的とした宣伝、契約、販売活動などの内容、または市の業務や管理上で支障があるとき

▽児童(18歳未満)のみの使用

【備】15歳以上(中学生を除く)は、保護者の同意書があれば使用可能

申請開始日

▽営利を目的としない市内在住・在職・在学者：使用日の2ヵ月前の日の属する月の初日から

▽右記以外：使用日の1ヵ月前の日の属する月の初日から

【備】いずれも土・日・祝日、年末年始(12月29日～翌1月3日)を除く。

事前予約の受付

10月3日(月)は窓口のみ、10月4日(火)以降から電話または窓口で受け付けます。

【受付開始】10月3日(月)午前9時から

【受付時間】午後5時30分・総務部・総務課
平日午前9時～

対象者・日時

▽市内在住・在学・在職者で、営利を目的としない場合：平成28年12月末まで

事前予約可能

▽上記以外：平成28年11月末まで事前予約可能

【本申請】(申請書の提出および使用料のお支払い)

▽10月中に行った事前予約
10月31日(月)～11月7日(日)までに済ませてください。

【注】会議室の使用が11月7日(日)以前の場合、会議室使用時までに済ませてください。

期限までに申請書または使用料のお支払いがない場合は、事前予約を取り消します。

また、使用料は原則返還しません。
▽11月以降の事前予約および本申請市ホームページおよび広報もりぐち11月号でお知らせします。

その他

公共的団体が公益上の目的で使用する場合などは、使用料の減免規定があります。

詳しくは、問い合わせください。

【申・問】総務部・総務課
TEL 06-6992-1432



会議室1002(定員6人)

使用できる守口市新庁舎会議室の一覧

	部屋の広さ	定員(人)	1室あたりの使用料(30分につき)	使用可能備品	飲食	飲酒	飲酒可能時間	ケータリング※の利用
相談室 101	21㎡	10	60円	無	不可(お茶などは可)	不可	-	不可
相談室 102								
会議室 103	126㎡	45	410円	有 【備1】	可 【備2】	可 【備2】	開庁日… 18:00以降 閉庁時… 9:00~22:00	可 【備2】
会議室 104	99㎡	42	320円					
会議室 105								
会議室 106	121㎡	72	390円	無	可 【備2】	不可	-	不可
会議室 701	32㎡	18	100円					
会議室 702	29㎡		90円					
会議室 703	45㎡	24	140円					
会議室 1001	27㎡	8	400円					
会議室 1002	17㎡	6	250円					
会議室 1003								

【備1】 会議室103~106は、つなげることも可能です。大会議室(会議室103~106をつなげて使用する場合)は、スクリーン、バトン、プロジェクター、有線マイク、ワイヤレスマイク、スピーカーを、103~106の各会議室はマイク、アンプなどを無料で使用可能です。

【備2】 単なる遊興飲食ではなく、市民などの親睦を図ることを目的とする会合や地域の活性化につながるイベントなどに伴うものであって、その会合やイベントなどの効果を高められると認められる場合は可能です。

【注】飲食、ケータリングおよび飲酒の利用については、申請書にその旨を記載してください。

相談室および会議室は、市の公務などにより使用できない場合があります。

※ホテルなどをお願いをして会議室などへ食事を配膳・提供してもらうことです。

利用する場合は、必ず総務部・総務課へ相談してください。



新庁舎は、市民に開かれ親しまれる庁舎を基本理念としています。
9ページ一覧のとおり、庁舎内の会議室を業務に支障のない範囲で貸し出します。

【使用可能日時】
12月29日～1月3日を除く、午前9時～午後10時(30分単位)
【注】最終使用開始時間は午後9時です。また、使用時間には、準備、後片付け、清掃の時間を含みます。

【使用料(左表参照)】
▽1円未満は切り捨て、10円未満は10円単位で切り上げます。
【備】端数処理は計算の最後に行います。
【市内在住・在学・在職者】
▽営利を伴う使用は使用料の1.5倍